

令和6年能登半島地震における生活必需品給与実施要領

(令和6年1月30日経済労働局長決裁5川経消第1274号)

1 制度概要

令和6年能登半島地震による石川県からの災害救助法に基づく救助の協力要請に基づき、本市が避難先として提供する市営住宅等への入居者を対象に、日常生活を営む上で必要となる生活必需品（以下、「給与物品」という。）を提供する。

(1) 対象者

本市が避難先として提供する市営住宅等への入居（予定）者

(2) 費用の限度額

住家の被害の程度、世帯人数により基準額が異なる。

(3) 救助実施期間

原則として、内閣府と石川県との特別協議により延長された期間とする。

(4) 対象品目

- ア 被服、寝具及び身の回り品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

※詳細事項については、「災害救助事務取扱要領」（内閣府）を参照する。

2 実施方法

(1) 実施の要否及び実施期間の決定

石川県からの「広域避難者に対する災害救助法に基づく救助について（依頼）（令和6年1月15日）」による協力要請に基づき実施するものとし、その期間は、原則として、内閣府と石川県との特別協議により延長された期間とする。なお、「災害救助法」の趣旨に基づき、画一的な救助を行うのではなく、個々の被災者ごとに、どのような救助がどの程度必要なのか判断し、現物給付による救助を行うものとする。

(2) 給与物品及び実施事業者の選定

災害救助事務取扱要綱（内閣府）が給与対象とする物品（石川県と危機管理本部で調整済）から、市営住宅受入に伴い用意される生活備品を除いた物品を給与することとし、災害時協定締結事業者等に調達の可否、給与物品の単価等調査、配送対応等について確認の上、実施事業者を設定する（随意契約による委託の実施）。

(3) 対象世帯への周知

危機管理本部危機管理部（以下、「危機管理部」という。）において、市営住宅等への入居や仮設住宅の問合せ等があった場合に、電話及び窓口にて周知を行う。

(4) 申請受付、内容審査・給与決定

ア 申請受付（危機管理部）

申請者は、生活必需品等の給与に係る支給申請書（別紙様式）（以下、「申請書」という。）に必要な事項を記入し、必要書類を添付の上、郵送、電子メール等の方法により、危機管理部へ提出する。

- 申請に必要な書類
 - ・申請書

- ・罹災証明書の写し（申請時点で発行がなければ、発行され次第、速やかに提出。）
- ・本人確認書類（被災住居の住所、申請者氏名が記載された書類）

イ 内容審査・決定（危機管理部、経済労働局消費者行政センター〔以下、「消費者行政センター」という。〕）

（ア）申請内容を確認し、①被災住居の住所地、②罹災状況、③世帯人数、④申請品目・金額を審査する。

（イ）自宅住居の被災であり、被災世帯人数による基準額の範囲内かつ申請上限数の範囲内であれば、給与決定とする。

ウ 特別基準の協議（危機管理部）

申請内容が基準額を超える場合は、石川県に特別基準を設定するよう要請する。

（５）給与物品の調達・提供等

申請期限で取りまとめ、次により実施する。ただし、救助期間の延長等により、申請期限が数か月にわたる場合は、実施事業者と調整の上、一定期間（1か月等）での期限を定め、都度、取りまとめて実施する。

ア 対象世帯等一覧表の作成（消費者行政センター）

対象世帯ごとに、申請者氏名、住所、連絡先、品目、数量、配送先その他特記事項の一覧表を作成する。

イ 給与物品の調達（消費者行政センター）

一覧表に基づき、実施事業者に調達依頼をする。

ウ 給与物品の提供（消費者行政センター）

実施事業者は、原則、本市が避難先として提供する市営住宅等への直接配送とし、申請者が給与物品の受領の際に署名した受領証を取りまとめ、消費者行政センターへ提出する。

実施事業者の配送能力等の事情により、本市が避難先として提供する市営住宅等への直接配送が困難な場合、提供方法について、危機管理部と協議する。

3 その他

本要項に定めのない事項については、危機管理部及び消費者行政センターが協議の上で、必要な対応を行うものとする。

附 則

この要領は、令和6年1月30日から施行する。

(別紙様式)

生活必需品等の給与に係る支給申請書

年 月 日

川崎市 宛

災害救助法に基づく「生活必需品等の給与」について、下記のとおり申請します。

フリガナ 世帯主氏名 (申請者)		自宅住所 (被災時)	〒
世帯人数	人	申請品送付先 住所 (市営住宅)	〒
電話番号 (日中連絡先)		メールアドレス	
罹災状況 該当する□に チェック	【 <input type="checkbox"/> 全壊(焼) <input type="checkbox"/> 半壊(焼) <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 】		

<罹災状況・世帯人数別申請上限額>

支給品は、罹災状況及び世帯人数により、下記金額の範囲内で申請してください。(単位：円)

		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
全壊	夏季	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬季	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊・ 床上浸水等	夏季	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬季	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

※ 夏季：4月1日～9月30日 ・ 冬季：10月1日～3月31日 (発災日による)

申請する支給品について、太枠内を御記入ください。(支給品はメーカー、デザイン、色などは指定できません。)

※ 物資の調達状況によっては、時間を要する場合がありますので、御了承ください。

区分	品名	仕様(仕様が選択できるものは、太枠内に内訳数等記入)	単位	税込単価 (円)	申請数 上限	申請数	税込合計 (円)
被服	肌着(半袖)	男：S()・M()・L()・XL()	枚		-		
		女：S()・M()・L()・XL()	枚		-		
	子ども用肌着(半袖 枚組)	() cm	組		-		
	下着(枚組)	男：トランクス() 女：ショーツ()	組		-		
	女性用下着	サイズ()	枚		-		
	靴下(枚組)	男()・女()・子ども()	組		-		
	長袖(メンズ)	S()・M()・L()・XL()・2XL()	枚		-		
	長袖(レディース)	S()・M()・L()・XL()・2XL()	枚		-		
	長袖(キッズ) 男児 ※該当に○	() cm	枚		-		
	長袖(キッズ) 女児 ※該当に○	() cm	枚		-		
	ズボン(メンズ) ※該当に○	W：() L：()	本		-		
	ズボン(レディース) ※該当に○	W：() L：()	本		-		
	ズボン(キッズ) ※該当に○	() cm	本		-		
	パジャマ	男：S()・M()・L()・XL()	組		-		
女：S()・M()・L()・XL()		組		-			
パジャマ(キッズ)	() cm	組		-			

衛生用品	トイレットペーパー		組	1/人		
	ティッシュペーパー		組	1/人		
	バスタオル		枚	1/人		
	フェイスタオル		組	1/人		
	シャンプー		本	1/世帯		
	リンス		本	1/世帯		
	石けん		組	1/世帯		
	歯磨きセット		組	1/人		
	髭剃りセット		組	1/人		
	生理用品		袋	3/人		
	紙おむつ（子ども用）パンツタイプ	S（ ）・M（ ）・L（ ）・BIG（ ）	袋	3/乳幼児 1人		
	紙おむつ（子ども用）テープタイプ	新生児（ ）・S（ ）・M（ ）	袋	3/乳幼児 1人		
	紙おむつ（大人用）パンツタイプ	S（ ）・M（ ）・L（ ）・LL（ ）	袋	3/対象者 1人		
紙おむつ（大人用）テープタイプ	S（ ）・M（ ）・L（ ）	袋	3/対象者 1人			
台所用品	やかん		個	1/世帯		
	両手鍋		個	1/世帯		
	片手鍋		個	1/世帯		
	フライパン		枚	1/世帯		
	包丁		本	1/世帯		
	まな板		枚	1/世帯		
	茶碗		枚	1/人		
	小皿		枚	1/人		
	お椀		枚	1/人		
	コップ		個	1/人		
	箸		膳	1/人		
	台所用洗剤		本	1/世帯		
	台所用スポンジ		個	1/世帯		
	ゴミ袋		包	1/世帯		
	炊飯器（5.5合炊き）		個	1/世帯		
	掃除・洗濯	洗濯用洗剤		本	1/世帯	
ほうき			本	-		
ちりとり			本	-		
雑巾			組	-		
学童用雑巾			組	-		
バケツ			個	-		
ゴミ箱			個	-		
				申請合計		

<罹災状況・世帯人数別申請上限額>の範囲内で申請

【審査使用欄】 申請上限 <input type="checkbox"/> 申請数上限範囲内 <input type="checkbox"/> 罹災状況・世帯人数上限額範囲内	支給年月日
---	-------